

衆議院議員選挙法施行令會議筆記 正

明治三十四年九月廿五日

国立公文書館
利用上の注意

本館蔵の衆議院議員選挙法施行令會議筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-8

430 153

正

樞密院會議筆記
衆議院議員選舉法施行令

明治三十四年九月二十五日午前十時二十五分
開議

聖上臨御不被爲在

出席員

議長

西園寺議長

副議長

東久世副議長 十七番

大臣

内海内務大臣 十一番

顧問官

川村顧問官 十八番

副嶋顧問官 十九番

福岡顧問官 廿一番

佐二木顧問官 廿二番

尾崎顧問官 廿三番

田中顧問官 廿四番

海江田顧問官 廿五番

細川顧問官 廿六番

中牟田顧問官 廿八番

鳥尾顧問官 三十番

高崎顧問官 卅二番

杉 顧問官 卅三番

蜂須賀顧問官 卅四番

林 顧問官 卅九番

黒田顧問官 四十番

缺席員

皇族

嘉仁親王 一番

彰仁親王

二番

貞愛親王

三番

威仁親王

四番

載仁親王

五番

依仁親王

六番

大臣

桂 總理大臣

七番

山本海軍大臣

八番

兒玉陸軍大臣

九番

芳川遞信大臣

十番

菊池文部大臣

十二番

平田農商務大臣

十三番

清浦司法大臣

十四番

曾禰大藏大臣

十五番

小村外務大臣

十六番

顧問官

佐野顧問官

二十番

河瀬顧問官

廿七番

大島顧問官

廿九番

九鬼顧問官

卅一番

高島顧問官

卅五番

伊東顧問官

卅六番

岩倉顧問官

卅七番

野村顧問官

卅八番

委員

山縣内務省地方局長

井上内務書記官

報告員

小牧書記官長

書記官

穂積書記官

河村書記官

柴田書記官

議長(西園寺)

衆議院議員選舉法施行令第一讀

會ヲ開ク朗讀ハ省ク

報告員(小牧)

本案ハ昨年改正ノ選舉法ノ施行

上ニ付キ同法ニ於テ勅令ニ委任シタル事項

及其他必要ノ事項ヲ定メタルモノニシテ妥

當ナルモノト認ム唯標題ニ衆議院議員選舉
法施行令トアルハ現行選舉法ノ施行令夕
ヤノ嫌アリ依テ昨年改正ノ選舉法ノ施行令
タルコトヲ明ニスル為明治三十三年法律第
七十三號ノ十三字ヲ標題ノ上ニ加ヘラレタ
シ
議長(西園寺) 第二讀會ヲ開ク
書記官(河村) 朗讀報告負ニ代リテ
勅令第 號

衆議院議員選舉法施行令

第一條 衆議院議員選舉法第二條ニ依リ市町

村ニ於テ二箇以上ノ投票區ヲ設ケ又ハ數町

村ノ區域ニ依リ一投票區ヲ設クルコトヲ要

スルトキハ地方長官之ヲ定メ管内ニ告示ス

ヘシ

第二條 二箇以上ノ投票區ヲ設ケタル場合ニ

於テハ左ノ規定ニ依ル

一 選舉人名簿ハ每投票區各別ニ之ヲ調製

スヘシ

二 各投票區ニ於ケル投票管理者ハ市ニ在

リテハ地方長官、町村ニ在リテハ郡長、
於テ官吏又ハ吏員ノ中ニ就キ之ヲ指タ
ス此ノ場合ニ於テハ投票管理者ノ内一
名ハ市町村長、市町村長故障アルトキハ
其ノ職務ヲ行フ者ヲ以テ之ニ充ツルコ
トヲ要ス

三 市町村長ハ選舉前選舉人名簿ヲ各投票

管理者ニ送付スヘシ

四 投票ヲ終リタルトキハ市ノ投票管理者

ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ遲

滯ナク投票函、投票録及選舉人名簿ヲ開

票管理者ニ送致スヘシ

五 市ノ開票所ニ於テハ投票函ノ總テ到達

スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第三條 數町村ノ區域ニ依リ一投票區ヲ設ケ

タル場合ニ於テハ左ノ規定ニ依ル

一 投票管理者ハ郡長ニ於テ關係町村長、町

村長故障アルトキハ其ノ職務ヲ行フ者

ノ中ニ就キ之ヲ指名ス

二 町村長ハ選舉前選舉人名簿ヲ投票管理

者ニ送付スヘシ

第四條 選舉人ノ年齡ハ選舉人名簿調製ノ期日ニ依リ被選舉人ノ年齡ハ選舉ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第五條 郡市町村ノ境界變更アリタル爲選舉人名簿ニ異動ヲ生シタルトキハ郡市長ニ在リテハ其ノ管理ニ屬スル選舉人名簿中異動ニ係ル部分ヲ新ニ屬シタル郡市長ニ送付シ町村長ニ在リテハ其ノ管理ニ屬スル選舉人名簿中異動ニ係ル部分ヲ新ニ屬シタル

ル町村ノ町村長ニ送付シ同時ニ其ノ旨ヲ郡長ニ報告スヘシ

町村長ニ於テ選舉人名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ郡長ニ報告スヘシ

市町村ノ廢置分合アリタル爲選舉人名簿ノ引繼ヲ要スルトキハ本條ノ例ニ依ル

第六條 前條ニ依リ郡長ニ於テ市長ヨリ選舉人名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ副本ヲ調製シ關係町村長ニ送付スヘシ

第七條 選舉人名簿縦覽ノ場所ハ郡長及市町

村長ニ於テ縦覽期日ヨリ少クトモ三日前ニ
之ヲ告示スヘシ

第八條 選舉人名簿其ノ他選舉ニ關スル書類
ハ使用ノ時期ヲ經過スルモ選舉若ハ當選ノ
效力確定セサル間ハ之ヲ保存スルコトヲ要
ス
市町村ニ於テ二箇以上ノ投票區ヲ設ケタル
場合ニ於テハ投票管理者ノ保存スヘキ書類
ハ市町村長ニ於テ前項ノ例ニ依リ之ヲ保存
スルコトヲ要ス

第九條 郡市長ニ於テ投票立會人ヲ選任シタ
ルトキハ同時ニ其ノ住所氏名ヲ投票管理者
ニ通知スヘシ

第十條 投票管理者ニ於テ必要アリト認ムル
トキハ投票所入場券及到着番號札ヲ選舉人
ニ交付スルコトヲ得

第十一條 投票記載ノ場所ハ選舉人ヲシテ他
ノ選舉人ノ投票ヲ覗ヒ又ハ投票ノ交換其ノ
他不正ノ手段ヲ用ウルコト能ハサラシムル
爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第十二條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ各別ニ鉛
鑰ヲ設クヘシ

第十三條 投票管理者ハ投票ヲ為サシムルニ
先チ投票所ニ參集シタル選舉人ノ面前ニ於
テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示シタ
ル後内蓋ヲ鎖スヘシ

第十四條 投票用紙ハ投票管理者及投票立會
人ノ面前ニ於テ選舉人ヲシテ其ノ住所氏名
ヲ自稱セシメ選舉人名簿ニ對照シ且ツ投票
簿ニ捺印セシメタル後之ヲ交付スヘシ

第十五條 選舉人誤テ投票ノ用紙又ハ封筒ヲ
汚損シタルトキハ其ノ引換ヲ請求スルコト
ヲ得

第十六條 投票ハ投票管理者及投票立會人ノ
面前ニ於テ選舉人自ラ之ヲ投函スヘシ

書記官(柴田) 朗讀報告員ニ代リテ

第十七條 投票ヲ為サムトスル選舉人ヲシテ
本人ナル旨ノ宣言ヲ為サシムル必要アルト
キハ投票管理者ハ投票立會人ノ面前ニ於テ
之ヲ宣言セシメ投票所ノ事務ニ從事スル者

ヲシテ之ヲ筆記セシメ選舉人ニ讀聞カセ
選舉人ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ
前項ノ宣言書ハ之ヲ投票録ニ添附スヘシ
第十八條 選舉人ニシテ投票前投票所外ニ退
出シ又ハ退出ヲ命セラレタルトキハ投票管
理者ハ投票用紙ヲ取上ケ其ノ旨ヲ投票簿ニ
記入スヘシ

第十九條 投票所外ニ退出セシメラレタル選
舉人ニシテ投票ヲ爲サムトスル者アルトキ
ハ投票管理者ハ投票所ノ入口ヲ鎖スニ先チ

入場ヲ許スヘシ

第二十條 投票ヲ終リタルトキハ投票管理者
ハ投票函ノ内蓋ノ投票口及外蓋ヲ鎖シ其ノ
内蓋ノ鑰ハ投票函ヲ送致スヘキ投票立會人
之ヲ保管シ外蓋ノ鑰ハ投票管理者之ヲ保管
スヘシ

第二十一條 衆議院議員選舉法第四十四條ニ
依リ選舉長ニ於テ更ニ投票期日ヲ定メタル
トキハ直ニ之ヲ郡市長ニ通知スヘシ
郡市長ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ

更ニ衆議院議員選舉法第三十二條ノ手續
為スヘシ

第二十二條 地方長官ニ於テ開票立會人ヲ選
任シタルトキハ同時ニ其ノ住所氏名ヲ開票
管理者ニ通知スヘシ

第二十三條 投票ヲ點檢スルトキハ開票管理
者又ハ選舉事務ニ從事スル者ニ於テ每票記
載ノ氏名ヲ朗讀シ選舉事務ニ從事スル者ニ
名ヲシテ各別ニ同一選舉人ノ得票ヲ點數簿
ニ記入セシムヘシ

第二十四條 投票ノ點檢ヲ終リタルトキハ開
票管理者ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀スヘ
シ

第二十五條 開票管理者ハ點檢済ニ係ル投票
ノ有效無效ヲ區別シ開票立會人ト共ニ封印
ノ上之ヲ保存スヘシ
不受理ノ決定アリタル投票ハ其ノ封筒ト共
ニ前項ノ例ニ依リ之ヲ保存スヘシ

第二十六條 開票管理者衆議院議員選舉法第
六十一條ノ報告ヲ為ストキハ開票録ノ謄本

ヲ添附シ併セテ選舉人名簿ニ記載セラレ
ル者ノ總數ヲ報告スヘシ
前項ノ報告ヲ為シタルトキハ開票管理者ヨ
リ送付シタル選舉人名簿ヲ關係町村長ニ返
付スヘシ

第二十七條 選舉長ニ於テ開票管理者ノ報告
書ヲ調査スルトキハ毎開票區得票者ノ氏名
及其ノ得票數ヲ朗讀シ終ニ各得票者ノ得票
總數ヲ朗讀スヘシ

第二十八條 衆議院議員選舉法第六十二條ニ

依リ選舉長ニ於テ開票期日ヲ定メタルトキ
ハ地方長官ハ更ニ同法第五十三條ノ手續ヲ
為スヘシ

第二十九條 選舉人名簿、投票簿、投票ノ用紙及
封筒并投票函ノ調製ニ要スル費用ハ府縣費
及北海道地方費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第三十條 選舉長、開票管理者又ハ投票管理者
ニ於テ選舉事務ノ為要スル費用及選舉會場
開票所又ハ投票所ニ要スル費用ハ當該行政
廳ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第三十一條 數町村ノ區域ニ依リ一投票區ヲ

設ケタル場合ニ於テハ町村費ヲ以テ支辨

ヘキ費用ハ之ヲ各町村ニ平分スヘシ

第三十二條 投票立會人開票立會人及選舉立

會人ニハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ職務ノ

為要スル費用ヲ給スルコトヲ得

前項ノ費用ハ府縣費及北海道地方費ヲ以テ

之ヲ支辨スヘシ

第三十三條 衆議院議員選舉法ニ於ケル直接

國稅ノ種類左ノ如シ

一 地 租

二 所得稅 所得稅法第三條第一項第二種所得稅ヲ除ク

三 營業稅

第三十四條 衆議院議員選舉法第一條ノ別表

ニ於テ獨立ノ選舉區ト為シタルモノヲ除ク

ノ外市ハ從來屬シタル選舉區ニ包含スルモ

ノトス

第三十五條 郡市ノ區域ニ屬セサル島嶼ニ於

テハ開票區ハ島ノ區域ニ依ル

第三十六條

開票管理者投票管理者及其ノハ
理者故障アルトキハ上級官廳ハ臨時ニ官
又ハ吏員ヲシテ其ノ事務ヲ管掌セシムルコ
トヲ得

第三十七條

衆議院議員選舉法第三條及第百
六條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

第三十八條

北海道ノ札幌區函館區及小樽區
ニ於テハ衆議院議員選舉法其ノ他之ニ關ス
ル法令中市トアルハ區市長トアルハ區長市
役所トアルハ區役所ニ該當ス

二十六番(細川)

本案ハ大體適當ト認ム標題ニ
付テハ書記官長ノ報告ノ如ク現行法ノ施行
令タル嫌アルヲ以テ明治三十三年法律第七
十三號ノ施行令タルコトヲ明示スル方適當
ナルヘキヲ以テ本官ヨリ修正案トシテ提出
ス賛成アラシコトヲ望ム

二十四番(田中)

二十六番ノ修正案ヲ賛成ス

十七番(東久世)

二十六番ニ賛成

二十八番(中牟田)

二十六番ニ賛成

議長(西園寺)

二十六番ノ修正案ニ成規ノ賛成

アリ問題トナレリ

議長(西園寺)

二十六番ノ修正案賛成ノ諸君

起立

多数

議長(西園寺)

多数ト認ム引續キ第三讀會ヲ開

ク

報告員(小牧)

朗讀

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉

法施行令

議長(西園寺)

御發議ナクハ本案ハ確定セリ上

奏ノ手續ヲ為サシ

(午前十時四十五分散會)

議長侯爵

書記官長

小牧昌業

書記官

河村金五郎

柴田駒三郎